

## 1. 実施機関の選定の経緯

- 整備費水増し、架空請求等今般の不正事案を受け、改善策を明示し、実施機関の公募を改めて実施（令和元年10月1日～11月29日）。
- 衛藤少子化担当大臣の下、4回にわたり点検・評価委員会を開催。委員会は、応募団体からの提出書類をヒアリングに基づき評価、新規申請の審査等に必要な実施体制の工程の作成などの附帯条件の内容の協議、附帯条件に対する応募団体の対応方針の聴取など丁寧に手続を進め、附帯条件を付した上で（公財）児童育成協会を実施機関候補に選定。（別紙1）

企業主導型保育事業点検・評価委員会意見（2月21日第4回点検・評価委員会決定）（別紙2）のポイント

- 事業の実施方法等における改善のための附帯条件を協会に付す。
- その上で、協会を実施機関候補として選定。
- 内閣府に対し、事業が適切に実施されるよう、厚生労働省と連携・協力し、本事業の実施要綱や協会による指導・監査基準等の策定に関し、適切な指導・支援を要請。

## 2. 実施機関の決定・公表

- 点検・評価委員会による内閣府に対する要請も踏まえながら、**附帯条件を付した上で、（公財）児童育成協会を実施機関として決定。**（3月6日公表）
- 体制整備の工程案や新規申請に対する審査基準、既存施設に対する指導・監査基準などの具体的な方針や事業の実施状況について、委員会において継続的に点検・評価。

## (別紙1) 点検・評価委員会における選定プロセスについて

- 実施機関の公募を改めて実施(令和元年10月1日～11月29日)。応募は(公財)児童育成協会、(株)学栄の二者。
- 実施機関候補を選定するため、少子化担当大臣の下、点検・評価委員会を設置(11月22日)。
- 第1回委員会(令和元年11月25日)において、実施機関選定要領を決定。
- 第2回委員会(令和元年12月16日)において、(株)学栄は、以下の基本要件(※)を満たしておらず、実施機関候補としない旨決定。

(※) ・代表権を持つ者が2人以上いること

・帳簿、資金運用について公認会計士等による監査を受けていること

・平成28年4月以降企業主導型保育事業を実施していないこと

協会からの提出書類に基づき、ヒアリングを実施。

- 第3回委員会(令和2年1月14日)において、実施機関に求める要件を一定程度満たしていると評価された(評価点5点満点中平均3.5点)ことから、実施機関候補(案)に児童育成協会を選定。ただし、提案のあった実施体制、助成業務や指導・監査の実施方法などについて、附帯条件(案)を付し、内閣府へ適切な指導・支援を要請する「企業主導型保育事業点検・評価委員会意見(案)」を作成。
- 第4回委員会(令和2年2月21日)において、より丁寧に実施機関候補の選定を行うため、児童育成協会の附帯条件(案)への対応方針を確認するため、ヒアリングを実施。附帯条件及び内閣府への要請を含む「企業主導型保育事業点検・評価委員会意見」を確定した上で、児童育成協会を実施機関候補として選定。

### 主な児童育成協会に対する附帯条件

#### 【児童育成協会の体制】

- ・本部の体制について、マネジメント体制を強化するため、専任の理事を遅くとも令和2年度夏を目途に選任
- ・優先的に整備する必要がある新規施設の募集・審査体制を含め、体制整備の工程案を策定し、点検・評価委員会へ報告

#### 【助成業務】

- ・保育の質の確保、不正受給の防止、資金計画について配慮した審査基準を定め、点検・評価委員会に報告

#### 【指導・監査業務】

- ・保育面を中心とした全般的な指導・監査に加え、財務面及び労務面に特化した専門的な指導・監査を実施するにあたっては、実施方針を検討し、点検・評価委員会へ報告

#### 【地方自治体との連携】

- ・新規申請の審査においては、市区町村等に対し、助成申請情報や助成決定情報、開所情報を速やかに提供。また、申請者から市区町村等に対し、事前相談が行われたことについての市区町村等への確認を徹底
- ・指導・監査において、実施機関、都道府県等それぞれで実施した指導・監査結果の情報共有や都道府県等に対する立入調査スケジュールの提供を徹底

### 主な内閣府への要請

#### 【助成業務】

- ・審査基準の策定を指導・支援

#### 【指導・監査業務】

- ・指導、監査基準の策定を指導・支援

#### 【地方自治体との連携】

- ・市区町村等に対し、新規申請者からの事前相談や児童育成協会による確認への協力を要請。都道府県等に対し指導・監査結果の情報共有やその有効活用について、協力を要請

## 令和2年度 企業主導型保育事業の新規募集について

### スケジュール

○**令和2年3月31日（火）**

令和2年度の新規募集（予定）の事前お知らせ

○**令和2年4月20日（月）～5月29日（金）（※）**

新規募集期間（協会のポータルサイトにおいて申請受付）

※ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、従来の募集期間（4月20日（月）～5月29日（金））を1カ月間延長し、**6月30日（火）まで募集期間に変更。**

これに伴い、今後の内示の時期が従来のスケジュールより1カ月程度遅くなる見込みとなるが、内示を早期に受けることを希望する新規申請者に対応するため、従来の募集期間（～5月29日）に申請した新規申請者（第1グループ）と、延長後の募集期間（～6月30日）に申請した新規申請者（第2グループ）にグループ分けすることとし、第1グループから審査を開始することとした。

○**令和2年6月以降（第1グループ）、7月以降（第2グループ）**

新規施設の審査（協会及び審査委員会により審査を実施）

○**令和2年秋頃を目途**

第1グループ、第2グループの順に、審査が終了したもののから順次内示

### 募集枠

## 2万人分程度

※本事業の受け皿目標である11万人と、これまで助成決定を行った施設の定員数約9万人との差分を募集。